

様式第15 (第11条関係)

5東環第 6050-5号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 名古屋市南区豊田ニ丁目18番3号

氏名 株式会社西山商店

代表取締役 西山 幸光

令和6年2月16日付けの一般廃棄物収集運搬業の許可申請については、次の条件を付して許可します。

令和6年3月18日

東浦町長 日高輝夫



許可の期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
事業の区分	一般廃棄物収集運搬業
取扱廃棄物の種類	事業系一般廃棄物(可燃)
許可の条件	<ol style="list-style-type: none">1 収集の事業区域は、東浦町とする。2 東部知多クリーンセンターの搬入については、東部知多衛生組合の指示に従うこと。3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令、規則を遵守すること。4 収集車両の左右両側に「東浦町事業系」と表示すること。5 毎月の実績報告書は翌月の5日までに提出すること。6 許可申請書に記載されている事項に相違しないこと。7 その他町長が必要と認めた指示事項を遵守すること。